

## 地方議会における通称又は旧姓の使用に係る規定の策定状況

◎：通称又は旧姓使用に関する規定がある都道府県議会

都道府県名	都道府県議会	通称又は旧姓使用に関する規定がある市区町村議会
北海道		室蘭市、稚内市、千歳市、歌志内市、登別市、江差町、白老町
青森県		黒石市
岩手県	◎	花巻市
宮城県	◎	角田市、大和町、色麻町
秋田県		
山形県		
福島県		喜多方市、相馬市
茨城県	◎	水戸市、北茨城市、牛久市
栃木県	◎	
群馬県		榛東村、東吾妻町、大泉町
埼玉県		さいたま市、加須市、本庄市、春日部市、新座市、桶川市、富士見市
千葉県		市川市、野田市、袖ヶ浦市、芝山町、睦沢町、御宿町
東京都		文京区、墨田区、目黒区、世田谷区、北区、三鷹市、小平市
神奈川県		小田原市、秦野市、葉山町、山北町
新潟県	◎	長岡市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市
富山県	◎	
石川県		志賀町
福井県		高浜町
山梨県		甲府市、昭和町
長野県		飯田市
岐阜県		飛騨市、郡上市、笠松町
静岡県		焼津市
愛知県		小牧市、豊明市、日進市、北名古屋市
三重県		
滋賀県		草津市、野洲市
京都府		
大阪府		豊中市、吹田市、守口市、交野市、阪南市
兵庫県		西脇市、宝塚市、高砂市、丹波篠山市
奈良県		
和歌山県		田辺市、上富田町
鳥取県		
島根県		松江市、出雲市
岡山県		
広島県		東広島市、府中町、大崎上島町
山口県		長門市
徳島県		藍住町
香川県		高松市
愛媛県		宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、東温市、愛南町
高知県		
福岡県		筑後市、古賀市
佐賀県		
長崎県		
熊本県		宇土市
大分県		大分市、竹田市、宇佐市
宮崎県		都城市、日南市
鹿児島県		
沖縄県	◎	那覇市、浦添市、沖縄市、うるま市、南城市

【出典】令和3年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況（令和3年7月1日現在）

(趣旨)

第1条 この規程は、議員の議会における通称名等の使用に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる通称名等)

第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。

- (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称
  - (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏
- 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書類等については、通称名等を使用することができない。

- (1) 履歴に関する届出書類
- (2) 辞職願
- (3) 議員報酬及び費用弁償の支給に関する書類
- (4) 源泉徴収票
- (5) 叙位及び叙勲の申請書類
- (6) 在職証明書等各種証明書
- (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの

(使用の申請)

第3条 通称名等を使用しようとする議員(以下「申請者」という。)は、加須市議会議員通称名等使用申請書(様式第1号)により議長に申請しなければならない。

(使用の承認等)

第4条 議長は、前条の規定による申請があったときは、加須市議会議会運営委員会に協議の上、当該申請に係る通称名等の使用の可否を決定し、その結果を加須市議会議員通称名等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により承認された通称名等を、当該承認に係る第2条第1項に掲げる事由に該当する限り継続して使用することができる。

(使用中止の届出)

第5条 議員は、議会における通称名等の使用を中止しようとするときは、加須市議会議員通称名等使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。

(責務)

第6条 通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないように努めなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

加須市議会議長

様

加須市議会議員

加須市議会議員通称名等使用申請書

次のとおり、議会において通称名等を使用したいので申請します。

1 使用する通称名等の区分

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合

婚姻、養子縁組等の事由により戸籍簿に記載された氏を変更した場合

2 本名

フリガナ	
戸籍氏名	

3 使用する通称名等

フリガナ	
使用する通称名等	

4 通称名等を使用する事由

様式第2号(第4条関係)

第 年 月 日 号

様

加須市議会議員

加須市議会議員通称名等使用承認(不承認)通知書

年 月 日で申請のありました通称名等の使用については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 承認

(1) 使用する通称名等

フリガナ	
使用する通称名等	

(2) 使用開始年月日 年 月 日

2 不承認

理由

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

加須市議会議長 様

加須市議会議員

加須市議会議員通称名等使用中止届出書

次のとおり、通称名等の使用を中止し、戸籍上の氏名を使用するため届け出ます。

1 使用を中止する通称名等

フリガナ	
通称名等	

2 戸籍上の氏名

フリガナ	
戸籍氏名	

3 通称名等使用中止年月日 年 月 日

## 桶川市議会議員の身上及び通称名等使用の届出に関する要綱

(平成27年11月12日議長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、桶川市議会議員（以下「議員」という。）の身上及び議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第88条第8項及び9項に規定する通称の使用が認定された氏名（以下「通称名」という。）の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (議員履歴書)

第2条 議員は、その任期が開始した後速やかに、氏名、生年月日、現住所、本籍、電話番号、所属政党、職業、最終学歴等の身上について記載した桶川市議会議員履歴書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。ただし、既に提出されている履歴書の記載内容に変更がない場合はこの限りでない。

2 前項の履歴書に記載された個人情報については、本人の承諾があったもののみ公開する。

### (通称名等使用の届出等)

第3条 議員は、第1条に規定する通称名又は旧姓（以下「通称名等」という。）を使用しようとするときは、通称名等使用届（様式第2号）を議長に提出し承認を得なければならない。

2 議長は、前項の使用届の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。

3 第1項に規定する使用届については、市議会議員一般選挙後初議会の招集日まで（補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで）の間で、

議会事務局長が定めた期限までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き旧姓を使用しようとする場合は、この限りでない。

(通称名等の使用廃止)

第4条 議員は、通称名等の使用を廃止しようとするときは、通称名等使用廃止届(様式第3号)を議長に提出しなければならない。

2 前項の廃止届の提出があったとき、及び前条の承認を得た議員が議長の職に就いたとき、又は議員の任期を満了したとき若しくは議員としての身分を喪失したときは、前条の承認は、その効力を失う。

(その他)

第5条 一般選挙後において議長が選出されていないときは、第2条から第4条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、身上及び通称名等使用等の届出に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、桶川市議会議員一般選挙施行日(平成27年11月15日)の翌日から施行する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、議員(任期開始前の当選人を含む。以下同じ。)が議会において使用する通称名の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名を使用することができる。

- (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名
  - (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏
- 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称名を使用することができない。

- (1) 議員台帳
- (2) 履歴に関する届出書類
- (3) 在職証明書等各種証明書
- (4) 辞職願
- (5) 議員報酬、費用弁償、その他の支給に関する書類
- (6) 源泉徴収票の名義
- (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類
- (8) 叙位及び叙勲の申請
- (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの

(申請)

第3条 通称名を使用しようとする議員は、議長に対し、通称名使用申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

(承認)

第4条 議長は、前条の申請が第2条の規定に該当する場合においては、議員としての品位に欠ける等特段の事情がない限り、当該通称名の使用を承認するものとする。

- 2 議長は、前条の申請に対する承認の可否を、通称名使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 承認された通称名は、第2条第1項に定める使用の範囲に特段の変更がない限り使用を継続することができる。

(中止の届出)

第5条 議員は、議長の承認を受けて通称名を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、通称名使用中止届出書(様式第3号)を議長に提出しなければならない。

(責務)

第6条 通称名を使用する議員は、その使用に当たり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないように努めなければならない。

附 則

この訓令は、令和3年9月21日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

八潮市議会議長 様

八潮市議会議員

通称名使用申請書

議会において通称名を使用したいので、八潮市議会議員の通称名の使用取扱規程第3条の規定により次のとおり申請します。

1 使用する通称名の区分

- 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合
- 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍簿に記載された氏を変更した場合

2 戸籍上の氏名

フリガナ	
戸籍氏名	

3 使用する通称名

フリガナ	
通称名	

4 通称名を使用する事由

--

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

八潮市議会議員

様

八潮市議会議長

通称名使用承認(不承認)通知書

年 月 日付で申請のあった通称名の使用については、次のとおり(承認・不承認)と決定しましたので、八潮市議会議員の通称名の使用取扱規程第4条第2項の規定により通知します。

1 承認

(1) 使用する通称名

フリガナ	
通称名	

(2) 使用開始年月日

年 月 日

2 不承認

理由

--

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

八潮市議会議長 様

八潮市議会議員

通称名使用中止届出書

次のとおり、通称名の使用を中止し、戸籍上の氏名を使用するため、八潮市議会議員の通称名の使用取扱規程第5条の規定により届け出ます。

1 使用を中止する通称名

フリガナ	
通称名	

2 戸籍上の氏名

フリガナ	
戸籍氏名	

3 通称名使用中止年月日

年 月 日